

《介護職員処遇改善加算に基づく取組について》 令和 4 年 10 月 1 日

① 処遇改善に関する加算の算定状況

処遇改善加算 I

特定処遇改善加算 II

ベースアップ等支援加算

② 職場環境等要件について賃金以外の処遇改善に関する具体的な取組内容

(1) 入職促進に向けた取り組み

・職業体験の受け入れや地域行事への参加や主催等による職業魅力向上の取り組みの実施

(2) 資質の向上やキャリアアップに向けた支援

・働きながら介護福祉士等の取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い支援技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引研修、強度行動障害支援者養成研修、サービス提供責任者研修、中堅職員に対しするケアマネジメント研修の受講支援等

・エルダー・メンター(仕事やメンタル面のサポート等をする担当者)制度等の導入

(3) 両立支援・多様な働き方の推進

・職員の事情等の状況に応じた勤務シフトや短時間正規職員制度の導入、職員の希望に即した非正規職員から正規職員への転換の制度等の整備

・有給休暇が取得しやすい環境の整備

(4) 腰痛を含む心身の健康管理

・介護職員の身体の負担軽減のための介護技術の修得支援、介護ロボットやリフトなどの介護機器等導入及び研修等による腰痛対策の実施

(5) 生産性向上のための業務改善の取組

・業務手順書の作成や、記録・報告様式の工夫等による情報共有や作業負担の軽減

(6) やりがい・働きがいの構成

・ミーティング等による職場内のコミュニケーションの円滑化による個々の介護職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善